

【商品概要説明書】

とくとくスーパー定期預金〈単利〉

(令和2年9月10日現在)

項目	内容
1. 商品名	・ 自由金利型定期預金 (M型) 単利型 (愛称:とくとくスーパー定期)
2. 販売対象	・ 組合員(個人)とその同居家族
3. 期間	・ 定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 期日指定方式 1年超 5年未満 ・ 定型方式は自動継続(元金継続または元利自動継続)のお取扱いとなります。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000円以上1,000万円未満 ・ 1円単位
5. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税方法 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の預金金利を満期日まで適用します。 ・ 預入期間1年のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後、および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第3位以下切捨て)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 利息の20.315%(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます。 * 復興特別所得税が付加されます。 ・ 金利については窓口又はホームページでご確認ください。
6. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第3位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 * ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。 ① 1年・2年ものの定型方式 および 1年超3年未満の期日指定方式 ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×50% ・ 預入期間が1年以上3年未満の場合 約定利率×70% ② 3年ものの定型方式 および 3年超4年未満の期日指定方式 ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×40% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×50% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×60% ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ・ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×90% ③ 4年ものの定型方式 および 4年超5年未満の期日指定方式 ・ 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ・ 預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×35% ・ 預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×45% ・ 預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×55% ・ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×65% ・ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×75% ・ 預入期間が3年以上3年6か月未満の場合 約定利率×80% ・ 預入期間が3年6か月以上4年未満の場合 約定利率×85%

	<p>④ 5年ものの定型方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率 ・預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×30% ・預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 約定利率×40% ・預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 約定利率×50% ・預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×58% ・預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×65% ・預入期間が3年以上3年6か月未満の場合 約定利率×70% ・預入期間が3年6か月以上4年未満の場合 約定利率×75% ・預入期間が4年以上4年6か月未満の場合 約定利率×80% ・預入期間が4年6か月以上5年未満の場合 約定利率×85%
7. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以降に一括して払い戻します。
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です。
9. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：三重県職員信用組合】 059-228-5205</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び当組合の休業日は除く) ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分 <p>なお、苦情等対応の手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.sansvokushin.shinkumi.jp</p> <p>紛争解決措置</p> <p>愛知県弁護士会 紛争解決センター(電話:052-203-1777) 愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター(電話:0564-54-9449) 東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)</p> <p>で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の三重県職員信用組合又は下記窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：(一社)東海信用組合協会 東海地区しんくみ苦情等相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く) ・受付時間 午前9時～正午12時、午後1時～午後4時30分 ・電話 052-451-2110 ・住所 〒453-0015 名古屋市中村区椿町3-21 <p>【窓口：(一社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付日 月曜日～金曜日(祝日及び協会の休業日は除く) ・受付時間 午前9時～午後5時 ・電話 03-3567-2456 ・住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)
10. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます。 ・この預金は、預金保険制度の対象商品です。 <p>* 一人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。</p>